

新型コロナウィルス感染症
第38回 危機管理対策本部 会議次第

令和3年6月18日

1 開 会

2 議 題

(1) 令和3年6月21日（月）における区業務・職員体制の考え方について

6月17日（木）に、国では6月20日（日）をもって東京都を対象とする緊急事態宣言を解除する一方で、6月21日（月）～7月11日（日）までの3週間、東京都においてはまん延防止等重点措置を実施することとした。

しかしながら、東京都から6月18日（金）午後5時時点において、まん延防止等重点措置の内容が示されないことから、区では、6月21日（月）においては、5月31日・新型コロナウィルス感染症 第37回危機管理対策本部決定の「6月1日以降における緊急事態宣言を踏まえた新型コロナウィルス感染症拡大防止のための区業務・職員体制の考え方」に基づき対応することとする。

また、6月21日（月）に改めて新型コロナウィルス感染症 危機管理対策本部を開催し、改めて東京都のまん延防止等重点措置の内容を踏まえた区方針を決定し、6月22日（火）より適用する。

(2) 区職員の新型コロナウィルスへの感染が判明した場合等の当面の対応について【修正】

3 閉 会

令和2年9月15日
(令和3年6月18日修正)
危機管理対策本部

区職員の新型コロナウイルスへの感染が判明した場合等の当面の対応について

区職員は、区民サービスの維持・向上を心がけることを前提としつつも、新型コロナウイルス感染症拡大を防止するため、日頃から体調管理に心がけ、発熱等体調不良がある場合は、「新しい生活様式」に沿って、自宅での療養に努めなければならない。また、所属長においては、体調不良が見られる職員については、出勤を求めず、また、勤務中に体調不良となった際には、直ちに他者との接触を回避させるための指示等が求められる。区では、このような対応を基本としつつも、万一、区職員が新型コロナウイルス感染症に感染した場合、また、濃厚接触者に特定された場合、来庁される区民の皆さまや職員の安全を確保するとともに区が提供するサービスの休止・縮小を回避するため、速やかに対応できるよう以下の取扱いを定めることとする。

1. 職員の家族等緊密に接触した人物が新型コロナウイルスの濃厚接触者に特定されPCR検査を受けることになった場合、及び体調不良からPCR検査を受けることになった場合

当該職員が行うこと	・所属長への報告 ・不要不急の外出の自粛	＜当該職員の勤務の取扱い＞
当該職員の所属長が行うこと	・直属の上司等への報告 ・当該職員の報告から、当該職員の家族等が陽性となった場合に濃厚接触者となる可能性が特に高いと判断した場合は、別室での勤務等を命じ、来庁者や他の職員との接触を回避させることができる。	別室で勤務 (別室が確保できない場合、在宅勤務)

注：職員の家族等緊密に接触した人物が新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者に特定された以外の事由によりPCR検査を受けることになった場合は、このケースに該当しない。また、職員の家族等緊密に接触した人物が接触確認アプリ「COCOA」にて陽性者と接触した通知を受け、健康ではあるが、PCR検査を受けた場合についても、このケースに該当しない。

2. 職員がPCR検査を受けることになった場合、受けた場合、若しくは新型コロナウイルスの濃厚接触者に特定された場合

(1) 健康な職員が自主的にPCR検査を受ける場合

当該職員が行うこと	＜当該職員の勤務の取扱い＞
・所属長への報告	
当該職員の所属長が行うこと	年次有給休暇等
・直属の上司等への報告	

注：本人の帰省やボランティア等自由意思によるPCR検査受診については必要に応じて年次有給休暇などを取得する取り扱いとするが、被災地派遣等職務によるPCR検査受診については職務に関するもの（出張等）とする。また、当該職員が接触確認アプリ「COCOA」にて陽性者と接触した通知を受け、健康ではあるが、PCR検査を受けた場合については、原則としてこのケースに該当する取り扱いとする。

(2) 体調不良若しくは濃厚接触者に特定され職員がPCR検査を受ける場合、また、職員が濃厚接触者に特定された場合

当該職員が行うこと	＜当該職員の勤務の取扱い＞
・所属長への報告 ・外出自粛	
当該職員の所属長が行うこと	事故欠勤
・直属の上司、職員課、防災・危機管理課、広報課、保健予防課への報告 ・同ースペースで勤務する職員への説明 ・職場の消毒作業（区民に不安を与えないような形で行う） ・プレスリリースの準備 ・当該職員や周囲の職員から聞き取りを行い、保健予防課の所定様式により資料（タイムライン、図面、名簿等）を作成する。もし当該職員が陽性となった場合に接触した人が誰であるのかを予め見極めておく。 <聞き取りを行う項目> ア、PCR検査受診に至った経緯（本人の体調不良によるものか、濃厚接触者に特定されたことによるか等） イ、検査実施日と検査結果が判明するまでの期間 ウ、体調不良を来した日と、その日の数日（2～4日）前まで体調や自覚症状 エ、発症数日（2～4日）前からの勤務状況（時間、担当窓口、マスク着用状況など） オ、発症数日（2～4日）前からの行動履歴と接触者（勤務時間内外・所属の如何を問わず）の状況	

<p>＜当該職員が陽性となった場合に濃厚接触者となる可能性が高いと各所属長が判断した職員（以下「当該職員の特定接触者」という。）を見極めるため、他者との接触の状況に関する必要な情報＞</p> <p>ア、2m以内で接触した記録 (接触機会ごとに接触時間・距離・両者のマスク有無・3密の程度・発声や運動の有無)</p> <p>イ、職場感染防止対策度合</p> <p>ウ、座席配置</p> <p>エ、休憩時の接触者（例、マスクを外して食事等を誰と）</p> <p>（注）上記の資料は保健予防課の求めに応じて速やかに提出できるように準備しておく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該職員の特定接触者が多数生じる（概ね4割以上）際、業務縮小及び業務休止について検討を行う。職員の応援体制については、部内調整を第一とするも、著しく業務に支障をきたす場合、職員課に対する応援を要請する。 	
--	--

○前述に関連し、当該職員の特定接触者の取扱いについて、

<p>当該職員の特定接触者が行うこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・数日間の自身の行動や体調に関する記録を作成し、所属長へ報告する。 <p>当該職員の特定接触者の所属長が行うこと（★は職場において当該職員の特定接触者が4割を超える場合に行うこと）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の休止など職場の運営に著しい支障をきたさない範囲において、当該職員の特定接触者に対し、別室での勤務等を命じ、来庁者や他の職員との接触を回避させることができる。 <p>★業務縮小及び業務休止についての検討</p> <p>★職員の応援体制についての部内調整。それでも著しく業務に支障をきたす場合、職員課に対する応援の要請検討</p>	<p>当該職員の特定接触者の勤務の取扱い</p> <p>別室で勤務 (別室が確保できない場合、在宅勤務)</p>
---	--

3. 当該職員がPCR検査の結果陽性となった場合

<p>当該職員が行うこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所属長への報告 ・管轄保健所及び医師の指示に基づく行動 	<p>当該職員の勤務の取扱い</p> <p>事故欠勤等（9/1～） （～8/31）病気休暇等</p>
<p>当該職員の所属長が行うこと</p>	

- ・直属の上司、職員課、防災・危機管理課、保健予防課、広報課、当該職員の特定接触者の所属長への報告
- ・同ースペースで勤務する職員への説明
- ・区議への説明、プレスリリース

※以下、陽性となった職員が所属する職場においては、判明した時点から速やかに適切な対応をとる。

- ① 当該職員の濃厚接触者となる職員については、事故欠勤等により職場に出勤していないか確認する。
- ② 職場における濃厚接触者の特定及び施設の消毒作業において、一定の時間を要する必要が生じる場合は、施設等の休止措置を取る。
- ③ 原則として、当該職場及び同一部で濃厚接触者以外の職員により、保健所が定めた範囲の消毒作業を行う。なお、本庁舎においては、消毒資機材について、総務課から貸与を受ける。
- ④ 当該職員の特定接触者等が濃厚接触者に特定され、また、その濃厚接触者に特定された当該職員の特定接触者が生じること等により、勤務できる職員が概ね6割を下回るなど、最低限の業務継続が困難な場合、先ずは部内調整により職員の応援体制を構築する。それでも著しく業務に支障をきたす場合、当該職場の所属長は職員課に対し兼務発令を要請する。
- ⑤ 区民に対しては、必要に応じて、業務縮小や業務休止について、速やかにアナウンスを行う。